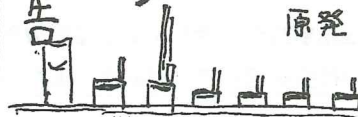


2022年8月の報告

原発いっしょ!

山口ネットワーク

ザ・ホーリー・ジャ 原発



411号

■ 次の集り

2022年9月11日(日) 13:30
場所 周南市役所 シビック交流室6

■ 岸田首相、原発新增設推進へ。

8月24日、岸田首相はオンラインで突然「原発政策の方向針転換を発表した。」

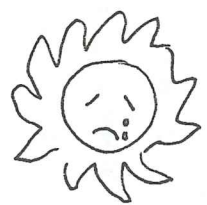
「原発の新增設を推進し、次世代型原発の建設を検討。」

「原発の運転期間を60年より、さらに延長すると。来年以後既に新基準の審査に合格している「原発7基を追加で再稼働すると。国が前面に立つこと。」

☞ 福島では今も「原子力緊急事態宣言」が出されたまゝ、生活の場を奪われた人々が何人も苦しんでいるのに、その責任を放棄したまゝ、原発について30前と同じ姿勢に戻るなど決して許さない。

☞ 新型炉などは目くらましに過ぎない。今どう実行す話している使用済核燃料はまひまひ積み上げていくばかりだから。

☞ 原発は、稼働中の出力調整ができていないから、昼間、太陽光だけで充分電力需要をまかなえる時でも、原発が稼働してこれば、太陽の電気が止められる。それが続くと、太陽光や、その他自然エネルギーへの投資は採算がなくなる。



代表者 小中 進
〒742-1513 山口県熊毛郡
田布施町麻郷 2208
Tel. FAX. 0820-55-6291
振込口座(年会費2000円)
(郵)01590-5-27469
口座名「原発いっしょ!山口ネットワーク」
作製・印刷・発送
国防産の自然を守る会
三浦 翠外

2023.3.18(土) 10時
上関原発も建てさせない
山口大集会
山口市維新公園
ビッグシェル

お・ハ・ン・トウ・水・筒、ほうし、手紙を
忘れなさい。

第3回 田の浦ヒックニック & ビーチクリーン

9月15日(木) 11時~2時
(雨天のときは29日(木)に)

申し込み先 原 真紀 070-5309-1032
河本文江 080-80634785

☞ 原発は地震やトラブルで突然止る。つまり常にバックアップ電源がないと成り立たない不安定な電源だ。

☞ 原発電中CO₂を出さないから温暖化を防ぐというが、核分裂の膨大な熱量の多きを海に捨てるのが原発だ。これこそ温暖化の大きな原因になる。1のも運転していない時も熱は出づけるのだ。

100万kwの原発は、一基で一年間に広島型原発100基分のウランを核燃料にする。その多量だから66兆分の熱を海に捨てることになる。海はお湯になる。

☞ フクシマの事故の後、原発の稼働期間は60年と決めたはず。それを市民の大反対を無視し、安倍政権が60年に延ばした。それを更に延ばすとは、安全を逆行することだ。

実際、関西電力が再稼働した老朽炉ではトラブルがいろいろいっている。

8/1 美浜3号機(二次冷却系)ワットの漏水、

8/8 高浜4号機で蒸気発生器細管の減肉損傷

事故。

6/24 大飯4号機の電動主給水ポンプの漏水、

7/21 高浜3号機のタービン動補助給水ポンプ油漏れ。

● 8/25 岸田首相の原発推進発言をうけて信濃毎日新聞デジタル版の記事です。(たんぽぽ舎通信より)

何の国民的議論もないまま脱原発への道を閉ざすというのか。

岸田文雄政権が新たな原発の建設を検討する方針を示した。将来にわたって原発を活用する姿勢を明確にした形だ。「新增設や建て替えは想定しない」とする従来方針の転換である。

脱炭素社会に向けた政策を議論する「GX（グリーントランスフォーメーション）実行会議」で打ち出した。安全性を高めた次世代型原発の建設を目指すという。

2011年の福島第1原発事故を思い出さねばならない。当時の民主党政権は翌年、討論型世論調査などを経て「30年代に原発ゼロ」との目標を固めていた。

原発の安全性に対する不信は根強く残っている。原発を保有する大手電力では事故後も不祥事が相次いだ。ロシアのウクライナ侵攻を機に有事の際の危険性もあらためて浮かんでいる。

温室効果ガスを直接出さないからと原発に回帰してよいはずがない。新增設は認められない。

最長60年となっている原発の運転期間延長も検討するという。

福島事故後、老朽化による事故を避けるため運転は原則40年までと法律で決まった。寿命が来た原発から順次廃炉にし、やがて原発のない社会を目指す。事故後、国民の間で広く共有されてきたはずの将来像である。

その後、20年延長の例外が適用され、運転の長期化が進む。今回の新增設検討方針は、そんななし崩し的な対応の末に現れた。

福島事故後、脱原発に背を向けたのは安倍晋三政権だった。14年に決定したエネルギー基本計画は原発依存度を「可能な限り低減する」としつつ、原発を「重要なベースロード電源」と位置付け、再稼働を目指すとした。

「可能な限り低減」の方針は昨年決定の基本計画でも維持している。曖昧な政策で正面からの議論を避け、記憶の風化を待ち続けてきたのが実態だろう。

岸田政権は、ウクライナ侵攻などでエネルギーの安定供給が大きな課題となる中、既存原発の再稼働を強力に進める方針だ。

当面の供給問題を将来の原発活用に結び付けるのは短絡的だ。

次世代型原発の検討を進めたとしても、稼働までに10年以上は要する。安全性の高さをうたってはいるものの、核のごみが出る点などは従来型と変わらない。

国民不在の政策を進めてはならない。原発を温存したために遅れた再生可能エネルギーの普及にこそ力を入れるべきだ。

● 大島堅一さんの発言です。(8/25 中口新聞)

新增設は無責任

龍谷大・大島堅一教授（環境経済学）の話 東京電力福島第1原発事故を巡る国のさまざまな責任がはっきりしないまま、原発の新增設を検討するのは無責任だ。小型モジュール炉（SMR）のような次世代型原発は高コストで経済性がなく、民間の電力会社だけでは事業が立ち行かない。まさに「絵に描いた餅」で、危うさを感じる。それでも進めるのであれば、大手電力会社に対して国が新たな優遇政策を考える必要性が出てくるだろう。限られた国の財源を再生可能エネルギーではなく、原発に振り向けていいのか、新規参入や競争を促す電力自由化の観点からも疑問だ。

世界の地震の15%は日本が起るといわれるのに、しかもフクシマという世界中が知る最悪の事故を経験し、国土の一部は白地図になっしまったというのに事故前の原子力政策に逆もどりは許されない。「国が前面に立つ」と首相は言うが、国民の安全と健康を守るのが首相の責任ではないか。

世界の地震の15%は日本が起るといわれるのに、しかも



8月3日、東電は汚染水海洋放出のトンネル工事にも着手。

地元漁協、全国漁協が反対。多くの自治体も反対。

全国からの多くの反対署名。

中国、韓国、アセアン諸国の

りの反対もある中、このあつ

ひまーさは何だ、

海は東電のものではない

↓ P ③

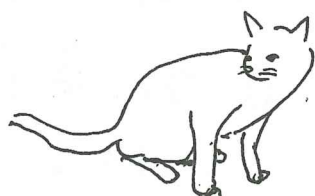
↓ 反対のサイン

中国5県連絡会議の

総会が松江市で開催

↓ P ④

↓ 詳細は



■例会の報告

- ・参加地域 東広島、田布施、光、下松、周南、宇部

①小中代表より、

やっと体調がよくなり割もどおり、朝の辻立ちもはじめました。皆さんもコロナにはくれぐれも気を付けて下さい。39以上の熱が出た時は、必ず病院に申しこねて下さい。

私は元気で病気が治るので、コロナにはなかないと思っていたけれど、通信はいけないと今回夏休みを休みました。

②7月23日の「田の浦へのピクニックとビーチクリーン」について、

とても楽しかったぞ。2キスリスの子供たちから大人も来てくれて、歓声をあげて泳いでいたのがとてもよかったぞ。私たちも楽しかったぞ。

集めたゴミは上岡町のゴミ屋敷から、上岡町で処分してもらえなかりと運らへてみました。

「夜場にはゴミステーションがないので、地域(田の浦)の人に話してくれ」と言われました。

四代に知人もいないし、それはおの／＼むづかしいぞ。これほど通うで行くしかないか……と行ったところぞ。

次回は9月15日。雨の時は9月29日ぞ。



③汚染水の海洋放出を規制委員会が了承した。(7月22日)

9月2日に、福島県知事(内堀雅雄)と吉田博大熊町長、伊沢史朗双葉町長が東電の小早川智明社長に了解の文書を手渡した。

9月3日、東電はトンネル工事に着手。

福島の漁協も、全国漁業組合も反対しているのに、なぜ工事に着手するのかわかりません。



トリチウムは半減期が12年半と短い。大きなタンクに保管するとか、コンクリート固化するれば少くともトリチウムの放射線量は減らせる。

宮城県知事も、なせ他の方法が検討されないのかとコメントしている。

どこの原子炉からも海に捨てるというが、それは取除きにくいからだろう。しかし今回は、わざわざ取除いたトリチウムを、また海に流すのか。愚かと言われない。

同封の、「美浜の公民館」のチラシではイギリスのセラフィールド再処理工場からのアルトリウムが泥に溜り、海藻に吸い上げられ、魚が食べて濃度は減らないことからトリチウムも毎日繰り返し続けると書き添えている。

この汚染水の海洋放出のやり方を一体誰が監視するのかわかりません。

政府、規制委、IAEA、東電はすべて同じ穴のムジナでしるばし。これではドロボーがドロボーを果敢ると同じ。



ドロボー(ぼろり)

結局我々国民はしつくりするしかない。新聞に「処理水」と書いていたら、なぜ「汚染水」と書かないのかと多くの人が文句を言うようになれば、為政者のしたい放題になる。

④「重要土地規制法」が9月1日から施行される。

この法律の趣意「どこを、どのあたり。権力の中心を以て、対象になる場所や物、何に反対なのか勝手に決められてしまう。

現在、基町、原野周辺に適用されるとしている。

⑤上野原で子ナメのことが「あんなに」の新聞の記事に載りました。↓ ↓ ↓



● 中口5県連絡会議 総会の案内です。どなたでも参加できます。

日時：10月1日（土曜日）～2日（日曜日）

13時から受付開始

場所：島根県民会館303号室

（松江市殿町158 島根県庁前：電話0852-22-5511）

日程：10月1日 13時～ 受付開始

13時30分～ 開会

連絡会議の新体制と2021年度の会計報告など

14時～

菅野みずえさんのお話し

タイトル「私が実感した避難計画の問題点」

菅野さんのプロフィール

1952年生まれ。

2007年に福島県浪江町の夫の実家に戻り、大熊町の包括支援センターで福祉士として働いてきた。

2011年の原発事故で町ごと避難することに。

2016年から兵庫県三木市へ避難。

現在、原発賠償訴訟原告。名古屋老朽原発廃炉訴訟原告。

告。

避難計画を案ずる関西連絡会会員

16時10分～

島根原発を止めるために何を行うかを議論

17時10分～

各地の報告

18時

終了 宿泊ホテルに移動

チェックイン後、「炉端かば松江駅前」で夕食会

宿泊先：ホテル アルファワン松江 駐車場70台

（松江市御手船場町567 0852-31-2200）

10月2日 9時～ 島根原発へ移動 見学 12時 現地解散

参加費：全行程で13,000円

参加申し込みは、9月20日までをお願いします。

木原省治（厚く会議事務局）さんまで。

電話：082-922-4850

FAX：082-922-4852

携帯電話：090-6837-8236

E-mail(パソコン)：gomenda@bronze.ocn.ne.jp

(携帯電話メール)：gomenda4918@ezweb.ne.jp

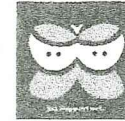
裁判のこと。

2022年9月15日(木) 14時

伊方原発差止め裁判(本訴16回)

岩国支部

若者たちの裁判を支えよう。



署名活動にご協力を

311 甲状腺がん子ども支援ネットワーク

原発事故の影響により甲状腺がんとなり、辛い経験をしてきた「311子ども甲状腺がん裁判」の若い原告たち。勇気を振り絞って、今年1月に裁判を提起し、ようやく自身の経験を語り

出したところです。ところが裁判所は、3回の意見陳述しか認めておらず、原告全員が意見陳述できる見通しが立っていません。また、第2回口頭弁論期日以降は、傍聴者の少な

い小法廷の弁論となっています。

そこで、「原告の意見陳述」と「大法廷」での裁判を求める署名活動を行っています。署名にご協力いただけますと幸いです。

署名用紙はホームページ(https://www.311support.net/)からダウンロードしてください。

(はんげんはつ 新聞3月号より)

イベント	日時	場所	備考
伊藤 真弁護士憲法講演会 「憲法9条と君が代ははうない理由」	9月4日(日) 14:00～16:00	宇部総合福祉会館4F 大ホール YouTube視聴も可 500円	9条改憲No.1全国市民 アクション3rd
311子ども甲状腺がん裁判	9月7日(水)	東京地裁	
原発いらい/山口県庁例会	9月11日(日) 13:30～	周南市役所シビック交流堂6	0820-55-6291
子ども脱被ばく裁判	9月12日(月)	仙台高裁	
朝鮮学校に補助金復活を! 県庁前おわりこみ	9月14日(水) 11:40～	山口県庁前広場	
3回目の浦田ヒラコとヒンヤリン	9月15日(木) 11:00～14:00	上関町田の浦。雨天の場合29日	070-5309-1032 原 090-9863-4785 河本
伊方原発差止めの裁判(本訴16回)	9月15日(木) 14:00～	山口地裁'岩国支部	
田の浦埋立免許期限	2023年1月6日		
旧経産省3人の控訴審判決	2023年1月18日(水)		
中電工調停事務局前黙とう集会	2023.3.11(土)	上関町中電準備事務局前	0820-55-6291
上関原発を建てさせない 山口大集会	2023.3.18(土)	山口市維新公園 ビッグシール	

イベント情報

[あがり けいこ さん]
大学は60年安保時代。社会科学研究会に属し、「社会的な責任を果たしつつ生きる」意味を考え続ける基礎ができた。憲法問題、水俣病問題を考えながら、埼玉県所沢市に住んでいた時に森林ボランティアに加わる。山口県下関市に引っ越した時、上関原発反対運動の存在を知る。



「上関原発計画」に出会ってしまった

上里 恵子

山口県下関市の森林ボランティア仲間から「反原発活動」に誘われた。埼玉県所沢市に住んでいた時は、「山の自然学クラブ」に所属し日本各地の地質地盤の巡検に参加していた。その指導者の上関原発の計画地を視察してもらった。「何でこんな危険な所に原発を造るのですか？」と。その言葉をきっかけに地震学者の生越忠氏が書いたレポートに出会った。中国電力が

上関町に提出した「事前調査報告書」を読み込んだものであった。「事業者の提出する書類をこんなにも丁寧に読み込むものなのか」と感銘を受け、その手法に影響を受けることにもなった。
最初に自分で目を通したのが「公有水面埋立免許願書」であった。《計画地選定の理由》を中国電力は「二つの調査により原発に相応しいと判明した」と述べている。ところがその一つが生越氏により根拠が薄いと指摘を受けたもの、もう一つが調査結果をどこにも報告していないものであった。その疑問を辿り「電源開発基本計画組み入れ」の議事録に出会うことになった。
上関原発立地決定の電源

開発調整審議会を踏襲するという審議であるが、地元を受け入れ態勢不備のまま決定している。この決定を受け、4年後に「重要電源開発地点」に指定されている。「運転を開始した日までに指定」という条文を持つ制度だ。その結果、2008年には3年であった埋立竣工期間が13年3月と10年余り引き伸ばすことを可能にし、今も、中国電力に埋立が免許されたままになっている。その竣工期限を23年1月6日に迎える。
一方、中国電力は「設置許可申請書」を09年に国に提出し、審査が5回行われた。その審査で、敷地内に巨大破砕帯が存在しすべり面が懸念され、炉心ではボーリングの差替えがあ

(ほんけんはつ新聞. 2022年8月号)

り、周辺地域の活断層群は非常に複雑であること、提出データの信頼性の無さなども指摘されている。
今後は①来年の竣工期限前に竣工期間伸長申請を中電に出させないこと②埋立を先行させる原発の立地地点は取り下げさせること、が重要と考えている。行政文書等を読み込むと計画の全体像が見えてくる。

福島原発事故裁判

非常識な最高裁判決 「勉強しない」裁判官

最高裁は6月17日、原発事故に国の賠償責任はないと判決。「津波対策をしても事故は発生した」と結論づけましたが、これがどれほどバカな判決か、右の本で説明します。



2012年12月、日刊工業新聞発行

『福島原発で何が起きたか』に、アメリカやスイスの原発が採用している数々の安全装置や安全対策が、写真付きで紹介されています。

これらを採用していれば、福島第一原発は爆発せず、仮に爆発を防ぐためにベント(放射能の排出)していても、放射能の排出量を少なくすることができました。

地震国なのに、地震の少ない海外の原発が行っていた安全対策を怠っていたのです。

それでも国に責任がないと言うのは、裁判官の不勉強を自ら証明しています。

以下が、その安全装置と安全対策です。

- ① 非常用発電室に防水扉を設置
アメリカ・アラバマ州ブラウズフェリー原発は、非常用発電室に防水扉を設置して浸水を防いでいます。
- ② 移動式の直流電源を準備
同原発には、計器を8時間、読み取れる移動式の直流電源も準備されています。
- ③ IC弁の手動ハンドル
アメリカ・コネチカット州ミルストン原発のIC(非常用復水器)弁は手動で開けられる構造で、電源喪失時を想定して訓練まで行われています。

④ 13.5mの高さに吸気口
アメリカ・カリフォルニア州の海沿いにあるディアプロ・キャニオン原発は、海水ポンプを動かす電気モーターを空冷するため、吸気口をシュノーケルのような形にして、13.5mかさ上げしています。

⑤ 薬液で放射性物質を取り除く
日本の原発はベントするとき、プールの水を通して気体を出します。
これに対しスイスのミューレベルク原発は、薬液を通して放射性物質をほとんど濾し取ってから出す仕組みを採用しています。
この仕組みを導入していれば、放射能の排出量が桁違いに少なくて済みました。

⑥ 独立建屋に非常用装置を追加
ミューレベルク原発はまた、非常用炉心冷却システムに加えて、水の入らない独立した別の建屋に非常用冷却設備、非常用電源や電源盤を設置しています。
同原発は福島第一原発1号機と同じアメリカGE社のMark 1型で、着工も同じ1967年です。
これだけの追加対策をとっていれば、福島原発の重大事故は防げました。
最高裁は、子どもでもわかる対策に気づかずに判決を出したのです。(小若)

⑤ 勉強しないのは裁判官ばかりではない。島根原発の住民投票条例の制定した市議会議員たちも「住民に判断はムリ」と言いながら、議員の多くは電力会社のコマーシャル程度のことしか、原発について知りなかつたと言う。ひどい事だ。

■関連の新聞記事

- ・(7/30朝日) 関西電力、風力発電撤回。蔵王と北海道環境懸念。地元反対。
- ・(7/30中口) 中電、企業向け新規契約は、来々月以後に再開。
- ・(7/31中口) 30日、原水禁世界。大会が福島より。
- ・「事故被害者の人権補償の確立を」↓P⑦
- ・(7/30日経) 丁度九州道休地で太陽光発電、23年度をめぐり。
- ・(7/31日経) 火力、原子力「夏バテ」懸念。猛暑、水不足世界で出力減。電力逼迫高まるリスク。

火力・原子力発電所が抱える気候変動の主なリスク	
蒸気タービン (火力・原子力)	<ul style="list-style-type: none"> ・高温で冷却水の温度が上昇すると、蒸気が水に戻りにくくなり出力が低下 ・水不足で冷却水が不足
ガスタービン (ガス火力など)	<ul style="list-style-type: none"> ・高温で大気が膨張して酸素濃度が減少すると、ガスが燃焼しにくくなり出力低下

- ・(7/31日経) 日弁、外務・経済副僚協議で、原子力発電炉推進を協議。
- ・(8/1日経) クリーンエネルギーコネクト、小規模太陽光、18億円調達。

・(8/2中口) 関電旧経営陣「起訴相当」。株主協議会議決。特捜部に強制捜査迫る。

(8/2中口より)

1 八木 誠 前会長	2 岩根茂樹 元社長	3 森 祥介 元会長	4 豊松秀己 元副社長	5 森中郁雄 元副社長	6 白井良平 元取締役	7 鈴木 聡 元常務執行役員	8 大塚茂樹 元常務執行役員	9 八嶋康博 元常任監査役
------------	------------	------------	-------------	-------------	-------------	----------------	----------------	---------------

不起訴相当
起訴相当

役員報酬の補填	カットした役員報酬をひそかに補填 →会社法違反(特別背任)
追加納税分の補填	金品受領分の追加納税の会社補填 →会社法違反(特別背任)、業務上横領
金品受領	森山栄治氏(故人)から不正の請託を受け、 金品を受領 →会社法違反(収賄)
不適切工事の発注	森山氏の関連会社に不適切な金額で 工事を発注 →会社法違反(特別背任)、背任

・(8/2日経) 不起訴、市民感念とすれ。
2度議決なら強制起訴。

- ・(8/2中口) 美浜原発3号機で水漏れ。↓P⑦
- ・(8/3中口) 処理水放出設備着工へ。トンネルなど内塔福島県知事、土田淳久能町長、伊沢史朗双葉町長了解。
- ・(8/3日経) 電力需要猛暑で急増。東電管内、12年ぶり高水準。
- ・(8/3日経) 電力ワ社、最終赤字。燃料高転嫁しきねす。

- ・(8/4中口) 経産省、今冬の節電特典を発表。
- ・(8/4中口) 処理水設備着工。放出開始見込み。
- ・(8/4日経) 大手電力9社、電力保障で市場連動表明。
- ・(8/4日経) 電力不足懸念、猛暑で再び、東電管内の需要、震災後最大。
- ・茨路市、電気の地消地主産のびり、太陽光発電で。
- ・(8/5日経) 再エネ省(電)を低コストに。

蓄電池の代替を目指した次世代技術の開発が進む		
企業	特徴	
蓄電池	電池メーカーなど	化学エネルギーで貯蔵。種類が豊富。短時間の充放電に適する。長期間で見るとコストが高い
液体空気貯蔵	ハイビューエンタープライズ、住友重機械工業	空気を液体にして貯蔵。膨張するエネルギーで発電
重力蓄電	スイスのエネルギー・ポルト	余剰電力でブロックを持ち上げて、必要なときに降ろして発電
フライホイール	JR東日本など	超電導磁石で物体を浮かして回転するエネルギーとして貯蔵する

- ・(8/5中口) 政府、土地規制法の基本方針案まとめる。
- ・(8/5日経) 世界で原発関連企業にマネー回帰。欧州委のテクノミーに原発を加速。決議も後押し。リスクへの懸念は強く、再エネには勝てない。
- ・(8/7中口) 処理水放出に備え、環境省など周辺海の監視強化。
- ・(8/7日経) 風力発電、保身人権不足。24年、茨城県神栖市に100人規模の養成施設。
- ・(8/9日経) 「故郷喪失」慰謝料議論へ。文科省、原子力損害賠償審査会。
- ・(8/10各紙) ウクライナ、ザポロジ原発砲撃、ロシアも非難。
- ・(8/10日経) ドイツ「原発延長論強まる。ロシアガス供給削減で。世論分割が活用」支持。
- ・(8/10日経) 次世代原発、機軸へ工程表。経産省審議会が「30年代開始」明記。実現には政治判断必要。
- ・(8/11中口) 電力「最終保障」見直し。中電NW、来月のうち市場価格反映。
- ・(8/11中口) 岸田首相記者会見「経産相にはー原子力の活用も含めて」の検討しとせう。
- ・(8/12日経) 欧州、電力消費に規制。対策。スペイン冷房の2倍以上。フランス、石炭火力を復活。
- ・(8/13日経) 西村経産相インタビュー。1. 原発のさらなる再稼働が重要。

(新聞記事の続きです)

・(8/12中口) 南電旧経営陣「起訴相当。真相を明らかに捜査」を求め、「社説」

・(8/14中口) 福島第一原発格納容器内、堆積物一部崩れや空洞。

・(8/16中口) NPT条約に撤回要求。サポロジェ原発の燃料管理復活も、露は反発。原発攻撃、取組一人死亡。

・(8/17中口) 島根原発不正入構、中電側原発管理に不備。

・(8/18中口) 電力の社価格転嫁上限。10月の夏夜向け電力値上げ見通し。

・(8/20中口) ウーエー鉱石輸出し処分。受け入れ地の住民反対。

・(8/25各紙) 原発新増設推進へ転換。政府方針、次世代型建設検討。運転最長60年、さらに延長も島根2号など7基再稼働へ。

・(8/26中口) 原発政策の転換、唐突な変更は疑問の多。 (社説)

・(8/29中口) 原発周辺砲撃相次ぐ。サポロジェ、一部パイプ破壊か。

・(8/30中口) 双葉町(福島)避難指示解除。8割超停電困難区域。



地域の記事

・(8/23中口) 安倍氏国葬・県民葬、反対の声明文市民団体発表。「市民連合のやまへ」

・(8/22日経) 広島ガス、電力の地産地消へ協定。廿日市電、

・(8/23中口) 市民連合と野党共闘実現議論へ。

・(8/23日経) 中国電力電気代、平均36%上昇。燃料価格高騰で。

・(8/25日経) 岩国発電所跡地に工場。

・(8/24日経) 六甲島の廃棄カヤ殻で炭酸。CO2吸収も。

「被害者の人権補償の確立を」

福島で原水禁大会開幕
原水禁国民会議などが主催する原水爆禁止世界大会が30日、福島市で始まった。東京電力福島第一原発事故の被災者ら約400人(主催者発表)が参加し「国と東電の責任を厳しく問い、被害者の人権と補償の確立を求める運動を強める」とのアピールを採択した。

冒頭、原水禁国民会議の藤本泰成共同議長は「原発事故から11年。私たちの失ったものがどれだけ大きいか、改めて考えなくてはならない」とあいさつ。福島県南相馬市から神奈川県に避難した村田弘さん(79)も登壇し「広島、長崎の被爆者の77年に及ぶ苦難を思えば、福島の問題は入り口にさしかかったところだ」と訴えた。

第一原発の処理水の海洋放出を議論するシンポジウムも開かれた。

各地の漁師の生活を研究する民俗学者の川島秀一さんは「国や東電は、魚に風評被害が出たら買い上げて冷凍保存する」という。その後、埋めるかもしれない。漁師にとって捕った魚が一度も人の口に入らないことほど口惜しいことはない」と指摘した。

8/22P

美浜原発3号機で水漏れ
関西電力は1日、国内で初めて運転開始40年を超え再稼働し、その後停止した美浜原発3号機(福井県美浜町)の原子炉補助建屋内で、放射性物質を含む水約7tが漏えいの影響はないとした。外部への影響はないとしている。関係者は10日に予定している運転再開への影響を調べている。関係によると、水のは半分は漏えい水を集めるタンクにたまっているという。

レーザー妨害電波対象
土地規制法の基本方針案

安全保障上重要な施設周辺や国境離島を対象とする「土地利用規制法」の全面施行を9月に控え、政府が運用のための基本方針案をまとめた。規制対象の区域内で勧告や命令を受ける可能性のある行為として、レーザーの照射や妨害電波の発射など具体的な事例を示した。内外の安全保障や技術の進歩を踏まえ「適時見直し」としている。9月中

あいまいな法律
ほんごころいものは
ない。

自衛隊基地や領海の根拠となる離島、原発を含む原子力関係施設を挙げた。同時に規制対象に該当するとは考えられない事例も列挙。自衛隊基地や米軍基地周辺にある私有地での集会開催を一例として明記し、デモ活動が規制されかねないとの懸念に配慮した。ただ基本方針案で示した事例以外にも勧告・命令対象になり得るとしており運用にはなお懸念が残る。

上関原発計画がはじまった頃から反対運動に突っ込まれた広島市の木原省治さんの文 2つ。

上関原発誘致表明から40年

1982年6月29日、当時上関町長だった加納 新(かのう あらた)さんが、町議会の場で「町民の同意が得られれば、原発を誘致してもいい」と表明して、今年が40年という年となっています。地元山口県内のマスコミは、節目の年として多くの特集記事を報じていました。

しかし上関原発計画は前年の81年6月山口県議会で、当時の社会党議員が「誘致の動きがあるが…?」と質問したところ、県当局もそれを認めていますから、実質的には40年以上におよぶ建設計画なのです。

「10年ひと昔」という言葉がありますが、その4倍以上もの期間、上関町民の中に取り返しのつかない分裂と分断を生じさせている上関原発問題、私はこの期間の長さを思うだけでも許すことができません。

町長の誘致発言が行われたその年の11月、上関町祝島(いわいしま)では、島民から原発建設計画に反対する署名が集められ、島民の9割が署名し「愛郷一心会(あいきょういっしんかい)」が結成されました。この会は「愛する郷土のために心を一つにする」という意味です。現在の会の名前は「上関原発を建てさせない祝島島民の会」となりましたが、私は「愛郷一心会」の方が、祝島の人たちの気持ちを適格に表現していると思っています。

上関原発は、3・11後の国の「エネルギー基本計画」においても、認められていない新設の原発建設計画です。にも関わらず中国電力は「必要だ」と言い続けています。

上関原発建設の計画地には、面積にして約20パーセントの「原発建設には土地は売らない」という地主の土地があります。そのため約14万平方メートルの海面を埋め立てることとしています。

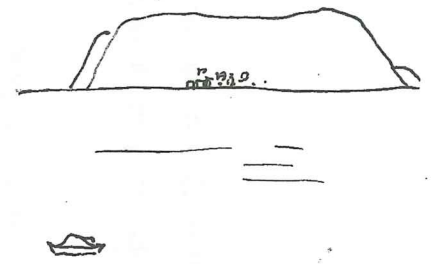
08年、中国電力は埋立て許認可の権限を持つ山口県に対し、最初の許可を申請しました。工事完了までを3年とした期限内に、埋め立て工事ができず期限を迎えました。この期間内に福島第一原発事故が起こったのは、皆さん知っておられることです。その後、中国電力は埋立てが出来ない中でも、延長申請を繰り返しています。

この度の埋め立て工事期限が、来年1月6日にやってきます。中国電力が事業者としての主体性と、40年以上も住民に迷惑を与えてきたという罪の自覚を持っているのなら、「延長申請は行わない」とするのが当然だと思います。

この度の株主総会で交代した中国電力の瀧本夏彦新社長は、7月4日に就任あいさつのために上関町役場を訪れ副町長と面会しました。報道陣の取材に対し「(延長申請について)現時点では決まったものはない」と答えています。上関原発建設問題の責任は中国電力だけでなく、山口県知事や上関町長にも大いにあります。

海は埋め立てられたら、元に戻すことはできません。計画地の正面に在る祝島の漁業者は、漁業補償金の受け取りも拒否しているのです。

現在の計画地、上関町田の浦(たのうら)地区の風景は、40年前とほとんど変わっていません。今なら原発計画が撤回されれば、その姿を回復させることは可能でしょう。しかし亀裂した人間関係を元に戻すのは、そう簡単なことではないと思っています。(はんげんほつ新聞8月号の記事を原稿をいただきました)



「子ども脱被ばく裁判」に

みなさまのお力を

おかしください!

水戸喜世代子(子ども脱被ばく裁判共同代表)

(はんげんほつ新聞 8月号)

当「子ども脱被ばく裁判」は、子どもは安全な環境で義務教育を受ける権利があることを確認する「子ども人権裁判」(行政訴訟)と、原発事故後、無用の被ばくを強いた国と県の違法性を問う「親子裁判」(国家賠償訴訟)の二つの裁判から成り立っています。

一審に敗訴した後の控訴審は「子ども人権裁判」の審議が終わり、これから「親子裁判」の証人申請・尋問へ進む予定です。内堀福島県副知事(当時)ら、違法な行政指導をした直接の責任者5人を証人申請しています。安定ヨウ素剤を飲ませなかった罪、スピーディ予測データを隠した罪など一審判決では行政の裁量として不問に付した不正を糾します。

「子ども人権裁判」では、ハガキを送る期限に間に合わなくて残念です。「子ども脱被ばく裁判」は9月2日(日)にあります。

子どもの学校生活の安全を担保する学校環境衛生基準に放射能の規定がないことを指摘し、弁護団は2007年におかれた場合、環境基本法の基準と比較して7千倍の死者を出すことを立証しました。命を守ることを使命とする裁判所がこの重大な指摘にどう対応するか、福島の子どもの切迫した思いで判決に注目しています。

このような重要な局面にありながら、当裁判は形式上の難題に直面しています。

来年の3月、子ども人権裁判の原告は全員中学を卒業して、原告が不在となります。卒業前に結審すれば子ども人権裁判の判決を手にすることはできても、親子裁判は審議を尽くさぬままの判決となります。一方結審せずに親子裁判の審議を尽くそうとすれば、子ども人権裁判は自然消滅して判決を手にできません。当「子ども脱被ばく裁判」を二つに分離するほかに、裁判所に分離の申請をしました。

しかし樂觀はできません。どうかあなたの「いのち」への思いを、裁判長の胸に届けてください。要請事項は

- 「子ども人権裁判」と「親子裁判」を分離してください。
- 「親子裁判」について十分に審議を尽くしてください。

8月末までにハガキを送ってください。宛先は〒980-0863 仙台市青葉区片平1-6-1 仙台高等裁判所第一民事部 石栗正子裁判長(形式は自由ですが、当会から要請ハガキを入手することもできます。090-3611-0162まで)

目からウロコ “廃炉” 廃炉へのロードマップ?

『月刊 政経経済』 連載

廃炉の流儀

尾松 亮

2022年3月～6月

* 月刊『政経東北』:「東北圏と中央を結ぶユニークな政治経済情報誌として、1972年創刊以来発行継続中。

廃炉の流儀 連載 23: デブリの法的定義を ①

2022年3月31日

東京電力は今年(2022年)中に福島第一原発事故で溶け落ちた燃料デブリの取り出しを開始する計画である。しかし、そもそもこの「燃料デブリ」とは何なのか、日本では「法的な位置づけ」が定まっていな

い。原発事故から11年が経過しようとしている現在、福島第一原発1～3号機の原子炉内(或いはさらにその外)に溶け落ちた燃料デブリに関して、「政府の引き受け義務」や「放射性廃棄物としての位置づけ」を定めた法律・規則はまだない。

資源エネルギー庁の説明によれば、国による地層処分が必要になる「高レベル放射性廃棄物」とは、使用済み核燃料再処理の結果生じる「ガラス固化体」のことであり、それ以外の放射性廃棄物は「低レベル放射性廃棄物」とされ、電気事業者が処分を担当することになる。

核燃料サイクル政策を維持している日本の制度では、「使用済み燃料」それ自体は再処理可能な「リサイクル資源」という位置づけであり、「放射性廃棄

物」ではない。それでは、やはり核燃料起源の「溶融燃料(及びその含有物)」はどう位置づけられるのか。リサイクル資源とすることは非現実的だが、廃棄物のどのカテゴリーにも分類されていないのが現状である。

この法的曖昧さを放置すれば、今後どんな問題が生じ得るのか。

一つ目の問題として、燃料デブリが「高レベル放射性廃棄物」と規定されないなら、仮に取り出しができたとしても、その後の保管や最終処分について政府が責任を負わないということがあり得る。

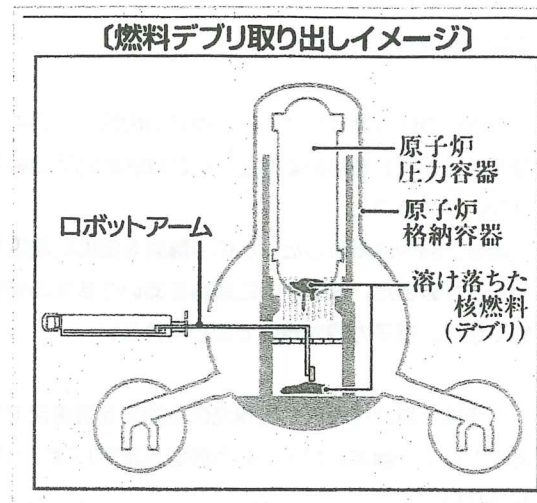
二つ目の問題として、放射性廃棄物として位置づけられていないがために、事故炉内に放置し続けることを積極的に禁止する法的根拠も弱い点が挙げられる。原子力規制委員会が「デブリを取り出さない選択肢」を示唆することができるのも、その選択を違法とする法規則がないからである。

そもそも政府や東電の資料で「燃料デブリ」というとき、その定義も明確にはなっていない。

初版「中長期ロードマップ」では、燃料デブリを注記で「燃料と被覆管等が溶融し再固化したもの」と説明しているが、被覆管以外の物質と溶融している場合や溶融燃料を含有するガレキ等については、どこまでを燃料デブリとして扱うかは明確に定義されていない。燃料デブリの今後の定義によっては、溶融燃料を含むガレキの多くが「燃料デブリ以外の固体廃棄物」と選別され、低レベル放射性廃棄物同様の民間処分や、さらには再利用に回される可能性もある。

東電が計画通り燃料デブリの取り出しを開始できたとしても、溶融燃料の全量取り出しの道筋は見えていない。今後も長期間、「溶融燃料が事故炉内(及びその外)に管理不能な状態で残る」状況は続く。

こうした中で燃料デブリの法的定義と位置づけが定まっていないことは、政府と東電に場当たりの・無責任な対応を許すことにつながる。取り出した燃料デブリは原発敷地で保管し、取り出せないものは放置し、溶融燃料を含む大量のガレキは通常の民間処分や再利用に回される、ということが起こり得る。それを違法とする法規則がないのだ。



図は、indian legend のブログより「アヒンサー」が挿入

廃炉の流儀 連載 24: デブリの法的定義を ②

2022年5月9日

スリーマイル島原発事故(1979年)時の米国でも、チェルノブイリ原発事故(1986年)後独立したウクライナでも、(福島第一原発と同様に)当初は燃料デブリの法的位置づけは定まっていなかった。両国では、事故炉廃炉政策を構築する中で燃料デブリの法的位置づけを定めると同時に、この特殊物質の扱いに関する政府の法的な責任を明確にしている。

スリーマイルでは事故後約11年かけてデブリを取り出し、地域外へ搬出した。この際、燃料デブリを「政府の研究機関が管理すべき物質」と位置づけ、研究目的という理由づけでエネルギー省が引き取る形をとった。事故当時、米国の法制では燃料デブリを放射性廃棄物として分類する規定がなく、取り出し後の燃

料デブリの貯蔵や管理については法的位置づけが曖昧であった。当初、スリーマイル運転事業者GPUは「敷地内での一時保管」方針を示し、原子力規制委員会(NRC)も了承していたが、立地地域(ペンシルベニア州)住民からの激しい反対により「敷地外搬出」方針に切り替わった。1981年にはNRCと連邦エネルギー省が覚書を締結し、スリーマイル2号機から取り出したデブリはエネルギー省の研究施設(アイダホ州)で引き取ることに決まった。

それに対してチェルノブイリの場合、事故から35年経過した現在も燃料デブリの取り出しに着手できていない。それでもウクライナ議会は「国家廃炉プログラム法」(2009年)において燃料デブリ(燃料含有物)を「高レベル放射性廃棄物」と明確に位置づけている。そして「放射性廃棄物」たる燃料デブリが管理不能な状態で事故炉内部に残っている現状を、違法・規則違反状態としている。

ウクライナ議会在が100年以上を要する国家廃炉プログラムを法制化し、いまなお「石棺解体」「内部のデブリ取り出し・安全貯蔵」を目指し続けているのは、「デブリ=放置してはいけない放射性廃棄物」という法的な要請が背景にある。

この二つの先例と比較して、日本では燃料デブリの法的位置づけは極めて曖昧である。原発事故から約11年が経過した現在、福島第一原発1～3号機の溶け落ちた燃料デブリに関して「政府の引き受け義務」や「放射性廃棄物としての位置づけ」を定めた法律・規則はまだない。

メルトダウン事故により溶け落ちた燃料デブリが原子炉内外に「管理の及ばない状態で残っている」という状況について言えば、ウクライナも日本も同じである。

しかし日本では、燃料デブリを「放射性廃棄物」と定義せず、現状を「違法・規則違反状態」とも認めていない。そのため政府や東電が計画を変更し、「デブリ取り出しをせずに工程を終了する」と決定したとしても、その行為の違法性を問うことは現状では難しい。

微量の溶融燃料を含むガレキなども含め、燃料デブリを政府が最終処分まで責任を持つべき「廃棄物」として位置づける法整備が必要だ。

廃炉の流儀 連載 25

1F モニュメント案の危険性

2022年6月11日

福島第一原発の施設解体や敷地更地化を目指し続けるより、負の遺産のモニュメントとして残すほうが良いのではないか。そんな声が、専門家や地元関係者から出始めている。

例えば「2050年に原子力災害からの福島復興の象徴として1Fの世界遺産（文化遺産）登録を行う」などの提案がある。

幅広く色々な意見が出されることは良いと思う。「40年の廃炉」というロードマップは、住民不在、国民不在で作られた計画書に過ぎず、東電と政府のさじ加減で改定し、どんな状態でも終了できてしまう。

事故の起きた原発の後始末を、加害企業と政府にどこまでやるよう義務付けるのか。「廃炉完了」要件と、そこに至るプロセスについて法的に定めるための国民主体の議論が必要、と本連載では訴えてきた。

しかし、この負のモニュメント案には、一つの危険性があることを知っておいてほしい。

今の福島第一原発の作業を凍結したとして、それは静的なモニュメントにはならない。現在進行系で、これから長期的に汚染拡散を引き起こす汚染源であり続ける。

そして、モニュメントとして残されるであろう損傷原子炉の外に、管理不能な状態で溶融燃料が残り続ける。これを放置したまま負の遺構保存を認めたら、国土の安全保障上、周辺環境の保全上、とんでもないリスクを残し続けることになる。

仮にそのような、デブリも取り出さず、原子炉も解体せずに置くことを認めるなら、最低限、次の問題に法的な回答が必要である。

その汚染源かつ災害リスク施設を、誰の責任で管理し続けるのか。半永久的にその状態で保存すると言うなら、最低限政府の管理責任を法的に定めないとけない。まさか、もうだいたいリスクは下がったから、観光施設として地元自治体に管理を委ねる、なんてことを認めるつもりではあるまい。

もう一つはっきりしないといけないのは、このようなモニュメントを認める場合、これは廃炉完了の姿ではないということ。

明確に廃炉は断念した、という認識を法的に確定することが必要だ。原子炉内に燃料をおいたままの廃炉完了など、原子力規制規則上認められない。

「東電は事故を起こした原発の後始末を最後までやることなく、断念した」という評価を確定しなければならぬ。

事故を起こしておいて、後始末ができなかった企業が、別の原発を運転することなど認められないはずだ。最低限、東京電力から原発の運転管理資格を剥奪する決定がなければならない。さもないと、「地元からモニュメント保存案が出たから、福島第一の工程はこれで終了です。柏崎の再稼働に専念します」という言い訳を認めることになる。

そこを議論しないで、廃炉せずモニュメント保存案が、あたかも廃炉の最終案のように提案されるのは、許されないほど危険だ。

廃炉の流儀 連載 26

ハンフォードモデルを問う ①

2022年6月16日

今年2月、浜通りに整備する国際研究教育拠点の根拠となる福島復興再生特措法改正案が閣議決定された。この「教育拠点」の立地は「避難指示が出ていた地域」ということ以外には決まっていない。

法案の基となる復興庁の「有識者会議報告書」（令和2年6月8日）は福島第一原発周辺で、新規定住者を増やすことで地域復興を目指す方向性を示している。しかし原発隣接地では、元々の地域住民でさえ帰還・定住することをためらう、或いは断念せざるを得ない状況がある。

そしてその大きな理由の一つが「原子力発電所の安全性に不安があるから」というものである。同庁の意向調査で、「戻らない」と決めた住民の少なからぬ割合が「原子力発電所の安全性に不安があるから」という理由を選んでいる。

だとしたら、「不安を持たれている事故原発」「何を完了とするのかもあいまいなままの廃炉現場」の隣接地に新しい住民が多く移住・定住することを期待できるのだろうか。

そもそも福島第一原発に隣接する自治体には「きわめて放射線量が高く政府が長期にわたって住民の立ち入りを制限する」とされる「帰還困難区域」が残っている。政府は同区域内に設定された「特定復興再生拠点区域」で「家屋等の解体・除染に着手し、2023年春頃までの特定復興再生拠点区域全域における避難指示解除を目指している」。

しかし、この特定復興再生拠点は駅周辺等一部のエリアに限られ、そこに居住できると見込まれる人口も震災以前の対象自治体の人口と比べると限定的である。

「どんな状態を目指すのか曖昧な廃炉」の現場に隣接した地域、「きわめて放射線量が高く政府が立ち入りを制限」してきた区域を抱える地域で、拠点整備を徹底すれば、新しい住民を多く呼び込むことができるのだろうか。

「有識者会議報告書」は、浜通り地域で新規住民の移住・定住を進める政策の根拠として、米国ハンフォード・サイト周辺地域の成功例を参考にしている。同報告書は「ハンフォード周辺のまちづくり」を「モデルとなるもの」として次のように紹介する。

米国ワシントン州のハンフォード・サイトでは、1940～80年代にかけて軍用プルトニウムの精製が行われ放射能汚染が発生した。これに対し、環境浄化のために多くの研究機関や企業が集積し、その後、それらが廃炉・除染プロセス以外の新たな研究や産業発展に結び付いた結果、周辺地域は、人口増加・経済発展をする全米でも有数の繁栄都市となっている」。

米国では放射能汚染が発生した地域で、除染・廃炉関連の研究機関や企業が集積し人口増加・経済発展を達成した成功例がある。

その成功例・ハンフォードモデルを参考に、「福島浜通り地域の産業基盤を回復する」国家プロジェクトを推進する。これが「有識者会議報告書」の示す方向性である。

このハンフォードモデルなるものが何なのか、そのモデルは参考事例として適切なのか、検証してみたい。

プロフィール：尾松 亮（おまつ・りょう）

作家・ジャーナリスト 小学生のパパ。東京大学大学院人文社会系研究科修了（ロシア文学）、モスクワ大学大学院文学部に留学 週刊『エコノミスト』『ダイヤモンド』、東洋経済オンラインなど経済誌に寄稿 毎日新聞、東京新聞、日経新聞などにコラム執筆。

チェルノブイリという経験



尾松 亮

フクシマに何を問うのか

尾松 亮

2022年7月11日作成 「アヒンサー」
(目からウロコ FC2 アヒンサー)